

[01_01]九州大学大型計算機センター広報 : 1(1)

<https://doi.org/10.15017/4843154>

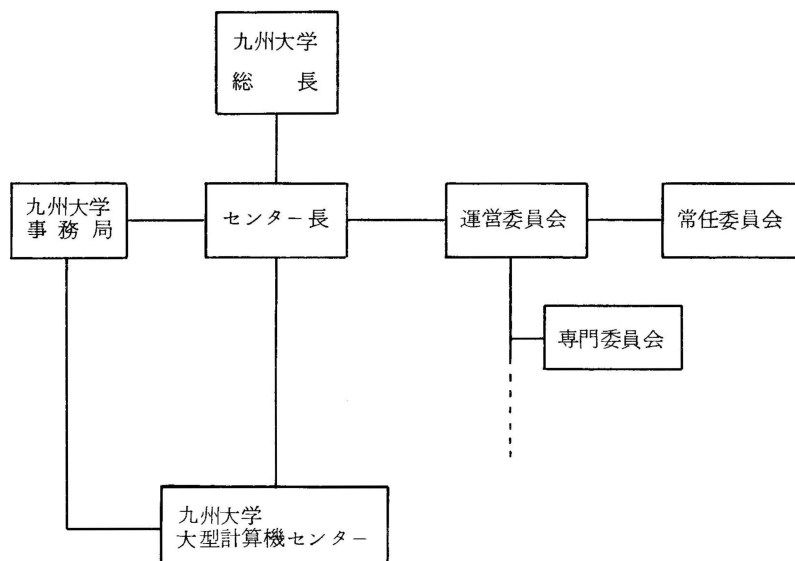
出版情報 : 九州大学大型計算機センター広報. 1 (1), pp.1-68, 1968-04. 九州大学大型計算機センター
バージョン :
権利関係 :



大型計算機センター組織について

1 委員会組織について

大型計算機センター規則は、設置準備委員会で案が検討され、九州大学評議会で審議された。それによると大型計算機センターの組織は次図のようになる。専門委員会は、例えば、広報教育委員会、業務委員会等が考えられている。



大型計算機センター組織図

九州大学大型計算機センター規則（案）

（目 的）

第1条 この規則は、九州大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの長および次長）

第2条 センターに長（以下「センター長」という。）および次長を置く。

2 センター長は、九州大学の教授をもって充て、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 次長は、九州大学の助教授または講師をもって充て、センター長を助けてセンターの業務を整理する。

（研究開発部）

第3条 センターに研究開発部を置く。

2 研究開発部は、センター業務に関する運用計画を立案するとともにセンターの利用に伴う研究開発を行なうものとする。

3 研究開発部に部長を置き、九州大学の助教授または講師をもって充てる。

4 部長は、研究開発部の業務を処理する。

(人 事)

第4条 センター長は、別に定める手続を経て総長が選考する。

2 センター長の任期は、二年とする。

3 次長および研究開発部長は、別に定める手続を経て総長が命ずる。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関してセンター長の諮問に応ずるため、センターに運営委員会を置く。

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 九州大学の教授または助教授のうちから総長が命じた者12人以内

三 九州大学以外の大学の教授または助教授のうちから総長が委嘱した者8人以内

四 九州大学専務局長

2 前項の第2号および第3号の委員の任期は、2年とする。

第7条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集してその議長となる。

3 運営委員会に副委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 副委員長は、委員長に事故がある場合、その職務を代行する。

第8条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任委員会)

第9条 運営委員会に、その運営を円滑にし、具体的事項を処理するため、常任委員会を置く。

第10条 常任委員会の委員は、運営委員会の委員の中から若干人を互選する。

2 常任委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(専門委員会)

第11条 運営委員会に専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(利 用)

第12条 センターの利用に関する事項は、別に総長が定める。

(細 則)

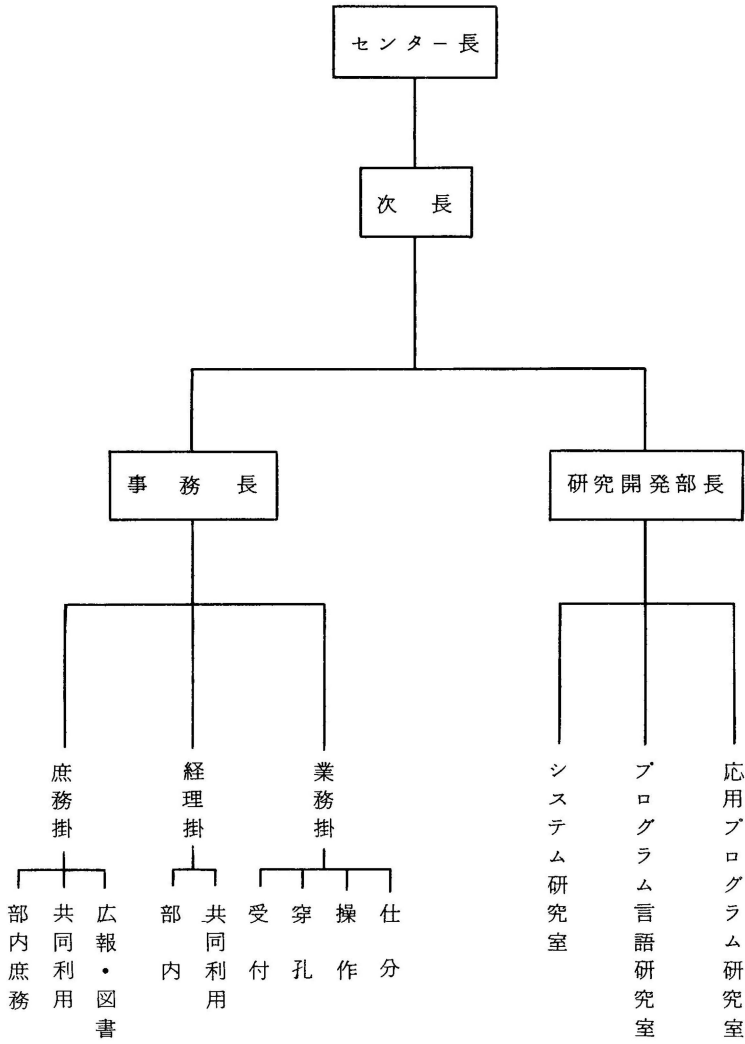
第13条 この規則の実施に関して必要な事項は、総長の承認を得てセンター長が細則で定める。

付則

この規則は、昭和 年 月 日から施行する。

2 センター機構について

大型計算機センターは、その主目的を研究者に対する計算サービスと、計算機を中心とした研究開発におくものであるから、その機構として研究開発部と事務部を持っている。研究開発部は、センター共同利用のための研究開発、利用者の教育、および、将来の計算機利用を見とおしての研究を行ない、事務部はセンターの庶務、経理の他に共同利用に伴う庶務、経理、および、直接利用者サービスのため計算機運転、穿孔等の業務などを行なうことになる。この機構図は次のようになっているが、定員が非常に少ないため初年度よりこのまま実現することは困難であるが、この構想で出発することになるものと思われる。



大型計算機センター機構図